

11. 嘉納治五郎と中国人留学生教育

電気通信大学 老 松 信 一

1. 序 言

講道館柔道の創始者嘉納治五郎は、明治29年高等師範学校校長のとき、西園寺公望文相の依頼を受けて清国政府派遣留学生の教育を引受けてから、亦楽書院、宏文学院（はじめ弘文学院）を設立して、清国からも感謝された留学生教育に当り、同42年7月閉校に至るまで、一部の軍人、政治家が日本の国権伸張を主として清国に対した中であって、衷心から清国の発展を希い、その将来ある子弟の教育に当った姿に、国際関係に立脚した柔道精神、武道精神の真の姿を観ることができると感じ、考察を加えたものである。

2. 中国人留学生教育引受けの経緯

日清戦役(1894～5)の前までは、清国公使館内に二、三日の日語学勉強の学生を置き、日本人教師を公使館に招いて教授させていたのであるが、明治29年(1896・光緒22)3月、清国駐日公使裕庚から西園寺公望外相に、清国派遣の留学生を日本の然るべき教育家に委託したい旨の依頼があった。西園寺外相は当時文相を兼任していたので、白羽の矢を高等師範学校校長嘉納治五郎に立てて交渉した。嘉納は、当時のことを自伝口述「柔道家としての嘉納治五郎」中に、次のごとく述べている。

「明治29年に、西園寺公爵（当時は侯爵）が文部大臣と外務大臣とを兼ねて居られる頃、公爵が当時の清国公使館裕庚から次の如き相談をうけられた。即ちこれまで清国公使館では、公使館の学生といふものがあって、公使館で教育して居ったのであるが、之を日本の然るべき人に托したいから引きうけてくれまいかといふ相談である。そこで公爵から、更に自分にこの相談をむけられた。さしあたり自分に名案とてもなかった。自分はとても暇がないから直接世話はできないが、誰か人を選び、直接にはその人に世話させ、自分は間接に指導、監督をするなら差支がないといふ答をしたところが、それでよろしいからといふことになり、三崎町に塾舎を設けて、いよいよ支那人の教育を引き受けた。」¹⁾

と、嘉納自身が責任者となり、適当な人を配してこれを引受けることになったのである。

そこで、まず神田三崎町1丁目2番地に1戸を借りて学校及び寄宿舎とし、高等師範教授の本田増次郎をその教育主任とし、学生と起居をともして教育に当らせ、これに吉田弥平、後藤胤保、松下俊雄等を講師として加え、さらに事務職員等を整え、同年4月から、清国の総理衙門で実施された試験の合格者で18歳から32歳にわたる13名、唐宝鐸、朱忠光、胡宗瀛、賁翼翬、呂烈輝、呂烈煌、馮閭謨、金維新、劉麟、韓籌南、李清澄、王某、趙某を迎え入れて、日本語、日本文及び普通学科の教授を開始した。これらの学生中には、「或ハ疾病ニ罹リ、或ハ事故ニ由リ己ムコトヲ得ズ半途帰国スルモノアリ」²⁾ ということと、2,3週間後に留学をあきらめて帰国した韓籌南、李清澄、王某、趙某の4名、その後帰国した金維新、劉麟の2名を除く7名が3カ年の教育を経て明治32年6月15日「日本語ヲ本科トシ、地理・歴史・数学・理科ヲ副科トセル3学年ヲ履修シ、試業ヲ完クセリ」³⁾ の卒業証書を受けて卒業した。

その教育状況は、31年9月ごろの紹介記事から見ると、

「過る3年間は、日本語学に重きを置き、傍ら普通学の初歩を授くる方針を採りたるに、最早や通常の談話に差支なく、新聞・雑誌も略ぼ之を解し、書簡文、普通文も一と通りは綴り得る

に至りたれば、これより或るものは直に専門の学校に通学することとなるべく、或るものは他の専門の学科を修むる予備として、英語、数学、理化博物学、地理、歴史等を修むることとなるべし。最初少しも邦語を解せざる彼等に、少しも支那語を知らざる教師が邦語を授け、又極めて理学、数学等の思想に乏しき彼等にかかる学科を授くるにつきて、教師の工夫苦心したる所少からずと云ふ。」⁴⁾

と。唐宝鏐、戢翼翬、胡宗瀛はさらに東京専門学校（早稲田大学の前身）に進んで専門の学を修め、他の者は帰国して教職その他に就いた。

次いで、同32年初めに3名、同10月に4名、さらに同11月両湖（湖北・湖南両省）総督張之洞、清国公使李成鐸の請により7名の計13名の教育を引受けることとなり、同10月学舎を同じ神田三崎町1丁目2番地内の新しい家に移し、この学舎を亦楽書院（『論語』学而「朋遠方ヨリ来ルアリ、亦楽シカラズヤ」による）と命名とし、本田増次郎に替えて天王寺中学教諭を辞して上京した、国語学の三矢重松をその主任とし、本田同様に留学生と起居をともにし、内堀維文等を教師陣に加え、普通科3カ年課程の教育を行った。この班は、その後の入学者を加え、普通科第2回卒業生(30名)として同35年12月卒業している。

同34年には、北京警務学堂から派遣された警務学生長福以下26名に対して警務官養成に必要な課程を警視庁協力のもとに2カ年課程をもって行い、また同年から湖南省派遣にかかる俞誥慶以下15名のために速成師範科（第1回）を、南洋弘路学生卒業生（6名）に対する欽山科を設け、別に聴講生制度を設けるなど、清国から派遣された留学生の急増に対処している。

3. 中国人留学生日本派遣の背景

東洋における老大国といわれた清国は、アヘン戦争（1840～2）、英仏連合戦（1856～60）等によって欧州文明諸国の偉力を見せつけられ、政治、産業、教育等の各方面において、文明諸国の法を採用し、自ら奮起しなければならぬと自覚したとき、手近かな手本として写ったのが、明治維新（1868）以来、欧州の文明を摂取して急速に興隆した日本の姿である。そして、ここから日本へ留学生を派遣し、日本を通じて中国発展の基礎を固めようとする構想が生まれた。

清末の啓蒙家梁啓超（1873～1929）は、戊戌変法（1898）で失敗した後、横浜に来ていたが、明治32年（1899）『清議報』に「日本文を学ぶ利益を論じる」を発表し「英文の学習は5、6年にかかってやっと成果があがる」のに対し「日本文の学習は、数日で小成し、さらに数日で大成」する。これは「日本文では漢字が十中七、八を占めており、漢字を使わずカナを使ふのは専ら接続詞と助詞、助動詞などだけである」、中国では「西学をおさめる者が微々たるもの」であるが、日本では、西洋の政治学、経済学、哲学、社会学、兵学等を探り入れて、書物も多いので「まず日本文に通じて日本にある書物を読んでから、さらに英文をならってヨーロッパの書物を読めばよい」とし、日本と中国は、唇齒兄弟の国で互いに手を取り合ってアジアの独立を保つべきであると論じている。⁵⁾

また湖広総督張之洞は、明治31年3月、『勸学篇』を著し、6月には上諭により清国各省に頒布されたが、この遊学篇において、

「出洋の1年は、西書を読むの5年に勝る（中略）外国の学堂に入れるの1年は中国の学堂の3年に勝る。」

と外国遊学の効果をたたえ、日本について、

「日本は小国のみ、何ぞ興るの暴かなるや。伊藤、山縣、榎本、陸奥の諸人は、みな20年前出洋の学生なり。その国、西洋の為に脅かざるを憤り、その徒百余人をひきひ、分れて徳法、英の諸国に詣り、或は政治、工、商を学び、或は水陸兵法を学び、学成りて帰り、用て将相となり、政事一変し、東方に雄視す。」

と、日本の青少年が明治維新前後、外国留学によって新しい諸学問を摂取した結果が現今の日本の隆盛を齎したと述べ、

「遊学の国に至りては、西洋は東洋に如かず。

一、路近くして費を省き、多く遣すべし。

一、革を去ること近くして考察し易し。

一、東文（日文）は中文に近くして、通曉し易し。

一、西学甚だ繁、凡そ西学の切要ならざるものは、東人（日人）すでに刪節して之を酌改す。

中・東の情勢、風俗相近く、衍行し易し。事半にして功倍すること、此に過ぐるものなし。」⁶⁾

と、最も良い留学先の国として日本を推奨している。

このような清国識者の判断に推されて、清国から明治29年に初めて派遣された第1回留学生の教育を日本における適任者として担当することになったのが高等師範の嘉納校長であった。

4. 中国人留学生教育の本格化

明治29年から34年までの嘉納院長の中国人留学生教育は、清国政府・日本政府から依頼された第1回生、第2回生を引受けて、教育家としての情熱を傾けた時代といえるが、35年から42年までの8年間は、2回生までの教育成果を清国側から認められて清国各省から多数の留学生が派遣され、学校組織をさらに整備して本格的にその教育と取組んだ時代といえる。

(1) 宏文学院（弘文学院）の設立

留学生の増加とともに亦楽学院も狭隘になったので、新しく牛込区西五軒町に弘文学院を設立することになった。この間の事情を嘉納は『自伝口述』⁷⁾で、

「その当時の学生がかわりて他の新学生が来るといふ様になって居る中に、当時の外務大臣小村侯爵（注。小村寿太郎・当時男爵）から、塾舎を更に拡張して学校をたててはどうかとすめられたので、いよいよ弘文学院といふ支那人教育を目的とする学校を設立するに至った。丁度、牛込区西五軒町に大きな家屋が空いて居たので、早速、これを借り受けて学院にあてたのである。」

と述べているが、清国政府からの希望に応じて多数の留学生を収容できる塾舎を必要とするに至ったので、物色した結果、神田区猿楽町1番地に住む山崎武兵衛（弘化元年生）所有の江戸川の清流に臨んだ閑静なところ牛込区西五軒町番34地所在の土地3,000坪、建坪122坪5合の木造瓦葺平家のほか、12棟、計883坪5合の建物、庭園、木石、敷石、門、塀、附属小建物等を備えた邸宅を一切そのままとして月額賃借料250円をもって明治34年11月から賃借して校舎に当て、これを弘文学院と称した。この弘文学院は、同36年宏文学院と改められた。これは、清国乾隆帝（在位1735～96）の諱が弘暦であったため、留学生中に、校名に弘の字を用いることを好まない者もあったことによるといわれている。⁸⁾

留学生の増加とともに宏文学院でも狭隘となり、明治37年には、西五軒町の宏文学院を本院として、大塚校舎（1614.5坪、校舎307.5坪）、真嶋町校舎、巣鴨校舎（10536.7坪、校舎1280.3坪）、39年には白銀分教場をそれぞれ設置している。

また、留学生は、寄宿舎に入れて生活をともにしながら勉強することを本体とし、始めは本院内にこれを併置していたが、後には本院の外にこれを設けて宏文学院外塾と称し、監督・指導の教職員を配して、教育の徹底を期した。学生の増加とともに外塾も逐次増加されたが、まず34年10月には江戸川外塾（37年12月まで）、35年6月には中六番町外塾、上六番町外塾（36年6月まで）、赤城下町外塾（37年12月まで）、東六軒町外塾（35年11月まで）、同7月には赤城元町外塾（35年12月ま

で、同8月には山伏町外塾、37年8月には猿楽町外塾がそれぞれ開設されている。⁹⁾

(2) 宏文学院の教育状況

弘文学院章程第1条には、

第1条 弘文学院ハ清国学生ノタメニ日語及ビ普通教育ヲ教授シ、以テ成材ヲ培養スルヲ期スルモノナリ。

本学院ハ後日マタ課程ヲ添設シ、或ハ清国学生ノタメニ専門学科ヲ教授シ、或ハ日本学生ノタメニ清国語言ヲ教授スルコトアリ。云々（注。原漢文体）

と規定し、宏文学院になってからは、普通科（3年。その後短縮）と速成科があり、速成科は清国側からの要望により2年以内の短い修業年限になるもので、速成普通科、速成師範科、夜学速成理化科、速成警務科、夜学速成警務科、別に夜学日語科等が設けられた。これらの科は、第1回、第2回同様に、清国政府または清国各省からの依頼によって設けられたもので、例えば、明治40年3月、山西省派遣農林学校予備学生28名を依頼され、受入れのため特に長野市に信濃宏文学院を設立してこれに応じ、

「此度山西省派遣農林学校予備学生ヲ信濃宏文学院へ入学セシムルニ付、同院監督嘉納治五郎ト留学生副監督王克敏トノ間ニ約束ヲ結ブコト左ノ如シ。云々。¹⁰⁾

と契約し、また明治37年6月、四川省から270~280名の留学生をわが国へ送るから予め準備を進められたいという在重慶徳丸副領事から外務省政務局長山座円次郎あての次の報告書のように、すべて清国側からの依頼に応じて受入れ態勢を整えた教育編成であった。

四川省ヨリ本邦へ派遣留学生ノ件

曩ニ報告致置候当省ヨリ本邦へ派遣セラルル留学生ノ義、目下各州県ヨリ続々当地へ來着致居候、右留学生等ノ当地出発ハ多分来月10日前後ナルベク、故ニ東京着ハ6月初旬ナラント被存候。云々。¹¹⁾

授業は、毎年9月11日に始まり、翌年7月31日をもって1カ年とし、毎週授業時数33時間、年間43週とした。

普通科における授業科目は、

第1学年 修身、日語、地理、歴史、算学、理科、体操

第2学年 修身、日語、地理、歴史、算学、幾何学、代数学、理化学、図画、体操、随意科(英語)

第3学年

第1部(文科系) 修身、日語、三角術、歴史及ビ世界大勢、動物学、植物学、英語、体操

第2部(理科系) 修身、日語、幾何学、代数学、三角術、理化学、動物学、植物学、図画、英語、体操

学生は、前述のとおり全員寄宿舎に収容するを本体とし、学費年額300円、これによって、学寮費、教育費、書籍費、食費、衣服費、柴炭燈油費（電燈配置は明治39年7月）、小遣金等を一切賄った。月額にして、学寮費約10円、授業料約2円、その他約13円、計月平均25円という経費は、経営側として相当キツイもので、次の「清国留学生教育に対する所感」は、宏文学院記録中の一節であるが、言語、風俗、慣習を異にする外国人教育の困難さとともに、経営的にも赤字を背負いやすい経費で、多分に隣邦に対する教育奉仕の精神によったものと推量される。

清国留学生教育に対する所感

清国学生ヲ教育スルニ付テハ、言語、習慣ヲ異ニシ、監督上予想外ノ困難アルハ言フヲ待タズ、日常生活ノ上ニ於テモ本邦人ノ如ク単純ナラズ、随テ各種ノ設備ヲ為サザルベカラズ、為ニ意外ノ冗費ヲ要スルコト夥シク既定ノ学費ニテハ到底収支償フ能ハザルノ憾ミアリ。加之多

クハ放縦頑迷ニシテ一定ノ規律ノ下ニ統御スル能ハザルノ嫌アリ。凡ソ此等ノ諸点ハ支那人教育家ノ均シク困難トスルコロニシテ、本学院ニアリテモ、一時ハ監督上少ナカラザル迷惑ヲ感ジタリシ、幸ニ機宜ニ從テ訓戒ヲ加ヘ提撕誘導ヲ試ミタル結果矯正ノ功者ハレ、現今ハ大ニ規律アル学生トナリタルヲ覺フ。唯夫レ經費ノ点ニ至リテハ遂ニ隣国ノ争ニ貢獻スルニ止マルモノト覺悟スルノ外ナシ」¹²⁾

この一例をあげると、森孫一郎・水谷直孝によって設立された済美学堂が経営不振になり、もし赤字の場合は、設立者森・水谷両名と嘉納とが折半負担するという条件で、嘉納に経営を一任（東亜書院と改称）されたが矢張経営が思わしくなく明治39年閉鎖されたとき、欠損分担額として、嘉納は500円、森・水谷は500円を負担して清算している。

学生数は、清国側の委託に応じて受入れていたもので一定ではないが、最盛期の明治39年末における学生数を見ると、普通科24班1,013名、速成師範科6班372名（第1回生明治35年10月卒業、湖北省班、速成理化科4班166名、その他5名、計1,556名の多数にのぼり、この教育その他に当たった教職員数を見ると、学院長1名、教授・講師85名、事務員33名、雇員18名、臨時職員37名、計174名になっている。

文部省は、宏文学院の教育成績が優秀であることを認め、明治34年11月文部省令第15号による「文部省直轄学校外国人特別入学規程」によって、宏文学院普通科卒業生の文部省直轄学校への無試験入学を認可している。

嘉納院長は、明治39年、普通科の上に設ける高等科について、卒業生に対する資格上の待遇を考え「従来、私立専門学校中稍々程度ノ高キモノニ大学ノ名称ヲ付シ、其卒業者ニ学士ノ称号ヲ用フルコトヲ認可セラレ」ているので、宏文学院高等科についてもこれを準用してほしいと申請しているが「私立宏文学院ヲ専門学校令ニ該当セサルモノ」で、現在各種学校であり、先例もないので認めがたいとのことで沙汰止みになった。¹³⁾

(3) 宏文学院の教育特色

宏文学院で行っていた教育のうち特色を挙げると、次のことなどが考えられる。

1 全学生塾舎生活を本体とする

明治36年4月に『通学生規則』が定められ、学生の通学を認めるようになったが、学生数の増加に伴ってこれを收容しうる外塾を次ぎ次ぎに設置したことに見られるように、全学生の入塾を本体とし、それぞれ教員を監督・指導の係として宿泊させ、起居をともにして教育に当る方式をとっていた。

2 日本語、日本文教育の研究

学生をして早く日本語、日本文に習熟させるために、日本語担当教師は、文法・指導法等の研究に熱心なるは勿論、毎月1回日本語会を開いて共同研究を行い、他の教師もこれに協力して正しい日本語、日本文に習熟させることに努力した。なかでも日本語担当の中心であった三矢重松、松下大三郎は、ここの研究が実って日本語文法の研究で学位を認められるほどであった。

3 理科の重視

中国の道德教育は古くからの伝統があつて進んでいたが、自然科学の数学、物理学、化学、博物学等については、中国全体として低調であつたので、この欠点を補い、事象を科学的に実証していく態度を作る必要を重視し、実験を重んじた指導が多く採り入れられ、明治37年敷地約1万坪の巢鴨校舎を得てからは、校地内に大規模な植物園を造成する計画が細かく進められていた。

4 課外講義

所定の教科目以外に、特に該博な知識を与えるために、坪井正五郎（人類学）、丘浅次郎（進化

論), 神保博士(中国の地質)等当時一流の専門学者を聘して課外講義を行うほか, 名勝, 旧蹟, 工場等の見学や遠足などが適当に織り込まれていた。

5 運動部の設置と運動会の開催

学生及び教職員の健康, 体力の向上には特に留意し, 運動を奨励するために, 明治37年運動部(弓術, 庭球, 遠足の三部編成)を設け, また同年11月には教職員・卒業生・在学生の交誼と体力・精神の鍛錬のために, 優勝旗, その他を調達して巣鴨校舎において学院第1回の大運動会を催し, 次いで翌38年4月第2回大会を行い, 春秋2季開催を恒例としている。

6 柔道の課外指導

嘉納院長が創始した講道館柔道を希望者に教授するために明治36年3月宏文学院内の家屋を道場に改修して講道館牛込分場とし, 有志に課外指導を行った。この指導は, 42年に学院が閉鎖されるまで続けられたことと思われるが, このうち講道館に正式に入門した者は, 36年に33名, 37年2名, 38年4名, 計39名で, 人数としては多いといえないが, 文学者として有名な魯迅(周樹人)も36年3月の入門者として名を列ねている。¹⁴⁾

7 講義録の作製

宏文学院の学生は, 卒業の際, 各講師の講義筆記を持ち寄って一つにまとめて印刷にし, これを携行帰国するを常としていたが, 往往誤記のまま印刷して帰国するため, 帰国後, 誤記のまま教授に当ることなどがあり, 遺憾なことであった。この弊を矯めるために, 学院として講義録を編集し, これを持参して帰国させることにし, 明治39年3月, 宏文学院・普通科・師範科講義録第1号を東亜公司から発刊した。この講義録は, 卒業生だけでなく, 清国の教師間にも好評で, 次ぎに刊行され, 40年7月, 第16号をもって完結された。

5. 清国の留学生日本派遣政策の変更と留学生の減少

清国の留学生日本派遣政策は, 明治39年ころから, 次の諸事情により, 派遣先が日本から欧米へと変更された。

(1) 清国における普通教育充実の方向

張之洞等清国洋務派は, 明治維新後における日本の飛躍的当展の原因は教育にありと見て, 明治35年嘉納高等師範校長を清国に招請して, 現地の教育事情を十分に視察し, 政治や教育の中核的地位にある人たちとも意見を交換しながら清国の教育振興策について助言を仰いでいるが, その結果, 清国側は, その助言に従がい, 日本への留学生派遣を推進するとともに, 他方, 自力による初等普通教育の普及振興にも力を注ぎ始めた。そのために, 日本の協力を大きく仰いでいた初等教育教師の養成も自力で行う方向が採られた。

(2) 日本派遣留学生選考基準の変更

明治39年2月19日清国学部(注。文部省相当)は, 各省に「選送留日学生制限弁法」を通達し¹⁵⁾, 日本へ派遣する清国留学生の選考基準として,

「凡ソ高等以上ノ学校及ビ専門学校ニ入ラント欲スル者ハ, 必ズ中学以上畢業ノ程度アリ, 且ツ彼ノ国ノ語文ニ通習スレバ, 方ニ及格ト為ス」

「速成科ヲ習フ者ハ, 或ハ法政, 師範, 必ズ中学ト中文俱ニ優レ, 年25歳以上, 学界・政界ニ於テ実ニ経験アル者ヲ須ツテ, 方ニ及格ト為スベシ」

などと示している。この理由について, 同年6月20日同じ学部訓令により大要次のとおり通達している。

教育振興の道を考査するに二法がある。一は本国の教育を振興すること, 二は外国の精深な学術を摂取することで, このいずれも偏廃することはできない。初期においては, 留学生を派遣して見

聞を広めることが大切であるが、この留学生では高度の学術を研究することが困難である。わが国（清国）においても、各国の教育制度を参照した結果、普通教育はつとめて本国で行い、専門的研究は外国に派遣して行うようにしたい。よって各省においては、速やかに中学堂、師範学堂、法政学堂を開設して完備させるように努められたい。そして今後の外国派遣留学生は、中学堂以上の卒業生とし、あらかじめ本国において留学先の国語、文法等を学習した者の中から選考する。従来の速成科形式のものは送らないことにする。ただし、現在すでに派遣されている速成科学生は修業するまで認める、という趣旨のものである。

このあと、この間の事情説明を清国駐日公使楊枢から受けた嘉納院長は、この方針に対する賛否の意見を述べたが、さらに留学生派遣方針の変更については賛成しがたい旨を文書『意見書』として同公使あてに提出している。その大要は次のとおりである。

日本は、古くから中国の文化を受けて進歩して来たので、清国とは同文であり、同じく儒教に従うところが多いので、中国は隣邦であり最も友誼に深い国として、貴国の発展を希っている。貴国から留学生を派遣されて以来、貴国の教育を振興して貴国の礎を固くするに役立つならばと、わが国の教育家は特に学校を設けて苦心経営し、政府ならびに朝野においても大いに協力するあり、留学生は帰国後、清国の文運に寄与するところ大であったと信ずる。いま、各省において中学堂、師範学堂を普設するといっても、貴国は広大な地域を擁しているから長日月を要することと思われるし、この教師を外国から聘することも容易なことではない。しかし、一方において外国人の良教師を招聘して国内の教育を直接に充実させ、他方、留学生を日本に選抜派遣して高度の学術を学習させることは良策である。しかし、中学堂等を卒業後、日本語を講習し、然るのち、日本に選派するのは上策とは思えない。日本では、貴国留学生に対する日本語教育については、優れた教育者が多く、効果的に行うことができるが、貴国において、これほどの効果を挙げることはとても困難と思われる。また、貴国の中学堂、師範学堂の教育レベルから日本へ留学して直ちに日本の高等・専門学校の教育に堪えられるかどうかは頗る疑わしい点がある。日本で行っていた速成科は、日本語修得と専門の学術の一斑を習得させるもので、多年にわたる留学生教育の経験から老練の教師が多いので、貴本国で日本語教育を行なうの比でないと考ええる。よって、一方においては、諸学校を充実させ、他方において、従来の普通科、速成科の留学生を日本に選派するのが貴国の教育を振興する良策と考える。

次に、留学生中には、外国の新説を半理解のまま講説する者があるので、留学生を精選したいとのことであるが、そのような者があるとしても極く少数であるから、多数の留学生を派遣するときは、大多数の者は正しく履修して帰国するから、大多数の善良者が少数の不良者を制し、大勢として良い結果を齎すに相違ないと考えられる。

以上の理由から、今度の訓令は中止されるのが最も良いと考えるけれども、もし中止することができないならば、除外例を設けて、今後、普通科、速成科志望の者で、学業優秀、志操堅固である場合は、旧例により認めるようにするがよいと考える。¹⁶⁾

この嘉納院長の意見書提出も、自立主義と次の欧米派遣の方針を立てていた清国の政策を変更することはできなかった。

(3) 欧米諸国からの清国留学生招致運動

清国の留学生派遣先が日本に独占された形になっていることに不満をもった欧米各国から招致運動が行われた。殊に米国は、義和団事件（1900年）の賠償金の内1000万ドルを清国に返し、清国は、この金をもって学生を米国に派遣する政策を打ち出し、米国もこれに大いに協力し援助する態勢をとったので、留学生派遣先日本一辺倒でなくなった。これに対し、日本では、留学生教育について

は、民間有志がことに当るだけで、政府からの経済的援助は何等行なわれないという状況であった。

(4) 中国人留学生ストライキ事件

従来、公私立学校における外国人教育に関しては何等の規程もなかったが、清国人留学生を受け入れる学校が多数設立されるようになり、特に清国人を入学させる学校に対し、施設、教員編成、教育課程等について監督を要することもあり、文部省は、明治38年11月2日文部省令第19号をもって「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」を公布した。この規程は、まず学生の身分を確認するために「公立又ハ私立ノ学校ニ於テ清国人ノ入学ヲ許可セントスルトキハ、其ノ入学願書ニ本邦所在ノ清国公館ノ紹介書ヲ添付セシムヘシ」（第1条）として清国人留学生の動態を把握し保護しようとしたものであり、他方「清国人ヲ公立又ハ私立ノ学校中、文部大臣ニ於テ適当ト認ムルモノハ特ニ之ヲ選定シ、清国政府ニ通告」（第7条）し、文部省としても優良校を保護しようとする趣旨のものであったが、清国留学生中一部の不満学生は、清国留学生の自由を束縛し、学生の自主を抑え、取締の方針のものであると反対し、檄をとばし、全清国留学生（東京各校）の同盟休校を企て、文部省において撤去しない場合は、一同袂を連ねて直ちに帰国すると揚言し、12月5日約8000名の清国留学生は一斉にストライキに入った。清国公使は、各学校の代表者を招いて説諭方を懇願し、学生にも説得したので学生中にも文部省の趣旨を理解し、新学期（39年1月）から復帰を喚びかける維持留学生同志会が作られて同志を糾合し、その数2000余名に達するなどがあり1月15日には各学校に約3分の1の者が復帰・就学して事件は一応落着いたが、従来の留日一辺倒に暗い影を宿すことになった。

6. 宏文学院の閉鎖

清国派遣の日本留学生は、清国の中学堂、師範学堂を卒業した後、日本語文を修得した者でなければ日本への留学を認めないことになってから、清国派遣留学生は急激に減少するようになった。

嘉納宏文学院長は、明治42年7月28日、清国公使胡維德、文部大臣代理等の来賓を迎え「清国からの依頼によって清国人教育の学院を設立したが、今日その依頼が無くなったので閉鎖する」の趣旨の挨拶とともに宏文学院最後の卒業式兼閉校式を行って宏文学院を閉鎖した。同校で教育を受けた留学生の数は、同学院の学事報告によると、入学者総計7,192名、卒業、修業者3,810名の多きにのぼっている。

7. 嘉納治五郎の中国人留日学生教育に対する精神

嘉納治五郎が設立した宏文学院関係者一同が熱心にその教育に当り、他方、清国政府、各省、又留学生自身から絶大な信頼を得ていた中国人留日学生教育の根底に流れ、支配していた精神は何であったかを考察してみたい。

この精神をうかがいうるものとしては、明治32年8月発行の『国士』11号に掲載された嘉納の「如何にして外人を待つべきか」、同35年5月発行の『国士』44号に発表された「清国」などがある。また、清国の教育を発展させる具体策については、前述した明治39年2月清国において留学生選考資格を中学堂卒業以上であって日本語文を修得した者としたことに対する意見書（7月か）、同年9月清国各省の提学使等が教育視察に大挙来日した際の挨拶等において十分うかがうことができる。

まず教育精神について観ることにする。

明治32年『国士』11号「如何にして外人を待つべきか」を見ると、外人に対する態度として次のごとく主張している。

「今後、外人との交際益々頻繁を加ふるに当り、我が国民たるもの、唯外人たるの故を以て之を敵視し、輕侮する等のことは、断じて之あるべからず。然れども、我が国をして他国の上に隆盛せしめ、国家の品位を高めんことを欲するは、国民当然の事たり。之を為さんと欲せば、

必ず我が実力を養ふと、凡ての方面に於て個人の品位を高むることに勉むべし。かくの如くにして彼等と競争して勝たば、是れ則ち正当の勝利を得たるなり、敗者も亦寧ぞ我に対して敬服せざるを得んや。」

また、

「別に深意ありて之を為すといふに非ざれども、知らず識らず、外人を呼ぶに輕侮的の称を以てし、外人といへば、直に之を敵視するが如き考を抱くもの、亦全く無きにあらず。然れども今日は則ち彼我互に対等の交際を為し、相輔けて世界の文化を進むべき時となれり。此時に當りて豈彼が如き輕侮敵視の事あるべけんや。若し我れ彼れを待つに嘲弄を以てせんか。彼亦我れを待つに嘲弄を以てせん。我れ彼れに対して隔意あらば、彼れの我に対する亦隔意を以てせんのみ。両者の態度若しかくの如くならば、其の間豈親誼あり、信用あるを得んや。」

と。これは、一般的に外人に対する態度を述べたようになっているが、主とするところは清国人を対象としたもので、両国民を一視同仁とし、互いに相手に対等の人として信頼し合い、相輔けて進むべきであると説いている。このことは、当時の日本をリードした政治家が、欧州諸国なみに、外への国権伸張を中心に清国での權益獲得、関連して清国人輕視等の態度醸成などを主とした考え方とは隔然と一線を画していることを知ることができる。この態度は、のちに唱導した柔道の「自他共栄」の精神と全くその軌を一にするものである。

特に清国に対する考え方については、明治35年の『国土』44号「清国」にその態度を明らかにしている。老大国清国は、アヘン戦争、英仏連合軍戦、日清戦役、北清事変を経て、ようやく政治、産業、軍事、教育の各方面において文明諸国の法を採用し、自ら奮起しようとする気運になったとし、

「此覚醒の事は、実に清国の為に慶すべきのみならず、世界の為に亦慶すべき事なり。若し不幸にして清国にして自ら覚醒せず、自ら奮起せず、国家自衛の道を講ぜず、外国の脅迫に任せて、或は土地を割き、或は権利を与え、漸く其独立の実権を失墜するに至らば、其の結果果して如何ぞや。列強は各々他に劣らざる権利利益を得んと争ひ、其結果は、清国の領土を分割し、之を滅亡せしむる恐あるのみならず、遂に世界諸強国の争乱となるべし。かくの如きは實に清国の最大不幸なるのみならず、又世界の不幸にあらずや。若し欧米の諸強国が清国の分割の為相争ふに及べば、清国と唇齒輔車の關係に立てる我日本国は、必然争乱の渦中に投ぜらるべく、其我国に及ぼす禍害の大なるべきは、言を俟たざるなり。」

故に、清国の保全発達には、唯清国自身の為のみにはあらず、我国をして争乱の渦中に投ずるの不幸を免れしめ、又欧米諸国をして衝突の原因に遠からしむるものなれば、清国は必ず保全せられ、自ら防御し、発達しう様、之を助けざるべからず。然して其保全発達を助くるに於ては、我日本国の最も適任なること疑ひなし。」

その理由としては、清国と日本とは、古來文化的交流を重ね、文学、道德等において永年にわたり相似たる方向をとっており、西洋文明については、数十年前からこれを輸入し、その長を採ってわが短を補い、百般の事物について改革を行っているので、一葦隔水の日本と清国が密接に交流することは、清国と欧米諸国との間の比ではなく、遊学の経費について見ても10分の1で事が足りる。

「故に、今日我国人にして、清国に赴き、清国人と協同して事業を起すが如き、又は日本の学識あり、技能あるものの清国に雇聘せられて、其学識・技能を応用するが如きは最も望ましきことなり、故に、清国から来るものは、勉めて之を歓迎し、之に相親み、之を指導し、之に厚意を表し、便宜を与へざるべからず。（中略）何れにせよ、学識・経験を有するもの、清国に雇聘せらるるに方りては、唯自己の利益のみを考へず、真に清国の利益を図る考を以て往かざ

るべからず。真に善隣の道を尽してこそ、始めて其結果反射して我国の大利益となるべし。云々」としている。

このように、日清両国の関係を心から唇齒輔車の関係にありと観ていたので、この論説発表より以前にさかのぼるが、明治35年、清国政府から日本に対し、代表的な教育家の派遣を依頼され、嘉納が人選されたときも、嘉納は、万難を排してその任に就いたと見ることができる。すなわち、明治35年清国張之洞は、清国の教育を振興するために、清国教育の実情を視察し、よき助言を得ようと考え、清国政府から日本政府に対し、信望ある大教育家の派遣を求めた。時の外務大臣小村寿太郎から推挽を受けた嘉納校長は、

「予が今回の旅行には、間接なる種々の目的もあれども、主として清国教育の現状を視察するにあり。その他事情の許す限り、社会百般の事物を視察せん。」¹⁷⁾

とするもので、この時期の清国は、

「清国各地方は、我国に比すれば、暑気甚しく、衛生の設備頗る不完全なる上に、近来各地方疫病の流行猖獗なりといふ。故に予の親戚知友の間にも、寧ろ今回の行を延期して、之を炎暑去りて涼風至れる後にせば可ならんと勧告するもの多かりき。然れども予の身は責任重き公私の用務を帯び居るが故に、夏季の休暇を利用するに非ざれば、永く本邦を去るを許さず。故に炎暑疫癘を昌し、予定の如く出発することに決心せり。予の身体は、幸にして平素健康なるを以て、途上十分の摂生を為さば、敢て気候の変化等を憂ふるに足らず。予の目的を達し、健康の身体を以て帰国するを得るならんと信ず。」(前同)

と嘉納校長は、夏で不衛生な時期の清国へ出かけることを危ぶむ人たちもいたが、これを退けて、清国の期待に応えようとしている決意をありありと示している。嘉納は、7月23日、金太仁作、柿沼谷蔵、松江賢哲(通訳)を随員として正午玄海丸にて神戸港出航、朝鮮西岸の各都市に寄航しながら8月1日塘沽上陸、北清では北京、天津、保定等、楊子江方面では上海、蘇州、杭州、南京、安慶、武昌、長沙等の各地を視察し、各地において清廷及び各省要路の人びとと清国教育振興策について意見を交換し、非常な感謝を受けて10月16日新橋駅に帰着した。

8. 嘉納治五郎の清国教育振興方策

嘉納治五郎の清国教育振興方策は、まず明治35年の5月から9月まで清国鎮国將軍毓朗、北京大学校長吳汝綸が政治、教育等研究のために来日の際(弘文学院には清国留学生学事視察のため7月14日来院)、また同年清国政府の招請を受けて7月から10月までの間、清国各地の教育状況を視察して各要路の人びとと会談した際、それぞれ清国の教育振興方策について意見を交換した中に示されている筈であるが、記録されたものは残されていないようである。資料としては、清国が明治39年留日学生の資格制限を設けた際に嘉納校長が清国に提出した前述「意見書」、同年9月清国政府学部委員等が来日した際の歓迎「挨拶要項」¹⁸⁾のうちに窺うことができる。「意見書」については、前掲「5の(2)日本派遣留学生選考基準の変更」で触れたので、ここでは教育視察委員団への挨拶の中から窺うことにしたい。

清国は嘉納校長の明治35年の提言を具体化し、39年初め教育全般に対して新しい改革に乗り出し、新しい教育制度を確立すべく、同年9月參議林灝深、学部委員彭祖齡ら4名、各省の教育行政責任者である提学使15名(15省)、その他随員が日本の教育状況を視察するために大挙来日した。この来日のことが決まったとき、北京の学部にあった范源廉は、嘉納校長に書簡を送り、今回の計画は、清国の興隆に関することであるから、十分に指導、教誨してほしい、と特に依頼してきたと伝えられている¹⁹⁾。このときの嘉納校長挨拶によると、

「国家ノ隆運ヲ進ムル基礎トシテ最必要ナルモノハ初等教育即国民教育ナリトス。国民教育ト

ハ、或一定ノ年限間其一般国民ノ子弟ヲ教育スルノ謂ニシテ勿論貴賤貧富ノ別アルコトナシ。其目的タルヤ国民全体ノ智力ヲ進メ、徳性ヲ養ヒ、体力ヲ練ラシムルニ在リテ存ス。蓋国民ノ智力ヲ進ムレバ則其動作敏捷、作業精巧ナルヲ得、徳性ヲ養ヘバ則勤勉、節儉ノ美風ヲ成シ、各其分ニ安ジ、業ヲ励ムヲ以テ、富カヲ進メ、安寧秩序ヲ保チ、一致協同愛國ノ精神ヲ發揮スルコトヲ得、体力ヲ練レバ則忍耐ノ力ヲ富ミ、能ク勞役ニ堪ヘ、勞力ヲ増進スルコトヲ得ルヲ以テ、国民教育ノ發達進歩ハ国民ノ智徳体三性ノ發達進歩ニシテ、此三種ノ發達進歩ハ直ニ其農工商業ノ發達進歩ヲ来シ、依テ以テ富國強兵ノ実挙ル。之レ国民教育ノ一日モ忽ニスベカラザル所以ナリ。」

と、国家を興隆させるには、国民全体の教育程度を高めることが先決であるとして、国民教育（初等教育）の推進充実を提唱し、それにより兵員資質の向上もできれば、高等学術教育の基礎も強固にすることができるのであると説いている。

次には、この初等教育における学校経営と教育方法を効果的にするためには専門の教育家を必要とするので「師範学校ヲ興シ、初等教育ニ従事スル教師ノ養成ニ力ヲ用イザルベカラズ」とし、

「カクノ如クニシテ教育普及スルニ至リテハ、自ラノ分ニ安ンジ、業ニ励ミ、一致協同シテ國ヲ愛スルノ精神ヲ旺盛ナラシムルヲ以テ、満・漢ノ猜疑軋轢ノ如キハ全ク跡ヲ絶チ、貴國ノ隆運実ニ日ノ昇ルカ如キナルヲ得ベシ。」

と、初等教育の普及・充実と師範学校の整備とを以て、貴国の隆運を果す「今日ノ急務」であると訴えている。

しかし、貴国の現状から観ると、初等教育、師範教育の整備には、やや年月を要すると観察されるので、一方においてこれらの整備を図りながら、他方、

「俊秀ノ子弟ヲシテ敝國（注・日本）に在リテ速成師範ノ教育ヲ受ケシメ、一、二年ノ後、卒業シテ直チニ初等教育ノ任ニ当ラシメ、漸次發達ヲ期スルハ最モ機宜ニ適スルノ処置ナリト思量ス。」

と、従来行われていた日本における速成師範科への留学生派遣の必要性を述べ、引続き行なわれる各学校等の視察により、日本における教育の実状を把握し、十分参考にされたいと結んでいる。

9. 結 語

高等師範学校長嘉納治五郎は、明治29年、日本の代表的教育家の一人として政府から推輓され、清国政府派遣留日学生の教育を引受けて以来、その実績に対する内外からの評価は高く、清国政府は、35年以降、留学生派遣先を欧米諸国から日本に変更して、日本における高等学校、専門学校、大学等において高等・専門の学術を学習できる日本語文と基礎学力を修得できる普通科と、清国における行政・教育等の第一線従事者の資質向上速成教育を目指す速成科の教育を大量に依頼してきたので、その学生数は急激に増加した。嘉納校長は、これに対応するために新たに弘（宏）文学院を設立してその教育に当り、この要請に応えた。なお、付言すれば、留学生の増加につれて、清国人留学生教育のための特別の学校や施設が他にも設けられたことは衆知のとおりである。

39年清国政府は、嘉納校長が35年以来清国側に開陳していた清国教育振興政策としての初等（国民）教育と師範教育の整備・充実を早ばやと採り上げ、従来、日本、主として嘉納校長に委託していた普通教育と、速成師範科、速成理化科等の留学生教育を中止あるいは制限縮小し、清国内において自力による初等教育と師範教育の整備・充実を企図し、高等・専門学術に関する研究のための留学だけを日本はじめ欧米各国に依頼する体制を採ったために、40年以降の在日留学生は急激に減少するに至った。かくて、嘉納院長は、最終在学生の卒業を機として明治42年7月宏文学院を閉校したが、最初の清国人留学生教育を引受けて以来、この間に入学した学生7,192名、卒業・修業し

た学生 3,810 名の多数にのぼり、最盛期の39年末には学生数 1,556 名を数えたことがあるなど、清国派遣日本留学生教育の上に偉大な足跡を遺したものであるといえる。

この教育に要する経費は、契約により清国側から前納されることになっていたが、全員塾生活を本体とし、教育、衣食住生活の全てを学院側で整えることにしていたので、黒字経営とするには困難が多かった。

「言語、習慣ヲ異ニシ（中略）日常生活ノ上ニ於テ本邦人ノ如ク単純ナラズ、随テ各種ノ設備ヲ為サザルベカラズ、為ニ意外ノ冗費ヲ要スルコト夥シク既定ノ学費ニテハ到底収支償フ能ハザルノ憾ミアリ。（中略）夫レ経費ノ点ニ至リテハ遂ニ隣国ノ為ニ貢献スルニ止マルモノト覚悟スルノ外ナシ。」

の状況で、前述の如く、止むを得ざる場合は嘉納個人で赤字の補償を負担することが多かったと推測される。

嘉納校長は、清国が、アヘン戦争、英仏連合軍戦争、日清戦争を経て、ようやく自から国家自衛の途を講じ、発展の方途を策するに至ったことに、隣国人として非常に喜びを感じ、清国は、外国からの領土分割や、自立を犯すが如き權益収奪を防ぎ、一葦隔水の位置にある日本は、旧来の国交に顧み、日清両国唇齒輔車の緊密関係を維持して、これら諸外国からの禍害を除き、日清両国の発展を期すべきであるとの根本的見解に立っている。

嘉納は、清国興隆の基礎的要件の一つとして教育を挙げ、教育の中では、国民全体の資質向上につながる初等教育と、この教育に携わる教育者の養成を行う師範教育とを特に重視し、この両者の整備・充実を図るべきであると強く提言している。しかし、貴国の現状から観て、初等教育、師範教育の整備・充実にはやや年月を要すると観られるので、一方においてこの整備を図りながら、他方、日本における普通科、速成師範科教育の助力を藉り、指導者の素質ある者を日本に留学させ、帰国後直ちに初等教育等に従事させるのが現在最も適した方策と考える、と奨めている。これらの意見には、当時のわが国の政治を動かしていた一部政治家や軍人が抱いていた西欧諸国なみに清国からその領土を割譲させたり、清国民の意に反しても特殊權益を認めさせようとするが如き意図は全然なく、わが国と唇齒輔車の関係にあるとみる清国が、みずからの力をもって真の興隆を遂げることを衷心から希うものであった。したがって、そこには、清国人に対しても「敵視し、輕侮する等のことは、断じてこれあるべからず」の態度に徹していた。

これらの考え方は、嘉納が創始した講道館柔道の精神をそのまま実践したもので、嘉納が大正11年12月金曜会講演「自他共栄・精力最善活用論」において、柔道の根本義を「精力善用・自他共栄」とし「柔道の根本義は、精力の最善活用である。いひ換へれば、善を目的として、精力を最有効に働かせることである。それでは、善とは何かといふに、団体生活の存続発展を助くるものは善で、これを妨ぐるものは悪である（中略）そしてこの団体生活又は社会生活の存続発展は、相助相譲・自他共栄によって達成せられるのであるから、相助相譲・自他共栄も亦善である。これが柔道の根本義である」と説いたが、その約20年前に、すでにその考え方が日清両国関係の在り方において示されていたといえる。また、この考え方は、武道精神で重視されている礼の精神を国際関係の在り方に生かしたものとすることもできる。武道の国際交流が盛んに行われている今日、また武道を学んだ多くの人びとが国際的に活躍している今日、嘉納治五郎校長が、中国人留日学生教育に示した精神と態度には学ぶべき多くのものがあると考えられる。

参考文献

- 1) 昭和2年雑誌『作興』第10号。嘉納治五郎口述・落合寅平筆記「柔道家としての嘉納治五郎」弘文学院
- 2) 講道館所蔵文書・明治39年『宏文学院沿革』

- 3) 講道館所蔵文書『宏文学院記録』
- 4) 明治31年10月, 雑誌『国土』第1号「我邦に派遣されたる最初の清国留学生」
- 5) 昭和49年・小島普治等編『中国人の日本人観100年史』66頁
- 6) 昭和35年・実藤恵秀『中国人日本留学史』41頁
- 7) 1)に同じ
- 8) 昭和16年・横山健堂『嘉納先生伝』第3篇
- 9)~12) 講道館所蔵文書『宏文学院記録』
- 13) 講道館所蔵文書「文部省福原録二郎書翰」
- 14) 『講道館入門者名簿』「牛込分場」
- 15) 6)に同じ。同85頁
- 16) 明治39年・中国人留学生選考基準変更に対する「嘉納治五郎意見書」
- 17) 明治35年8月『国土』第47号, 嘉納治五郎「予の清国行について」
- 18) 注講道館所蔵文書・明治39年9月・嘉納治五郎「清国政府教育視察団に対する挨拶要項」
- 19) 8)注に同じ。